

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（総務省）

項 目 名	産業競争力強化法に基づく 事業再編に係る登録免許税の軽減措置の延長・見直し
税 目	登録免許税（租税特別措置法第80条第1項）
要 望 の 内 容	<p>産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の特例措置を令和6年3月31日まで延長する。</p> <p>具体的には、産業競争力強化法に基づく計画の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け又は譲渡、出資の受入れ、会社の設立等における登録免許税率を以下の表のとおり軽減する。</p>

要 望 の 内 容	租税特別措置法 第 80 条第 1 項	措置の内容	通常の税率	強化法 の特例	軽減率	
	1 号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	
	2 号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	
	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	
	3 号	分割	0.7%	0.5%	0.2%	
	4 号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%
			建物	2.0%	1.6%	0.4%
		船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%	
	5 号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%
			船舶	0.4%	0.3%	0.1%
	6 号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	1.6%
			船舶	2.8%	2.3%	0.5%
	<p>なお、本特例措置の適用要件について、①ROA（総資産利益率）を、事業セグメントの評価により適している ROIC（投下資本利益率）に変更、②有形固定資産回転率を、デジタル化の進展を踏まえ、有形固定資産でないソフトウェアも考慮することとする。</p>					
				平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲3,000 百万円) ( — 百万円)	

(1) 政策目的

戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を強力に推進することにより、国内の過剰供給・過当競争構造を解消し、産業の新陳代謝の促進を通じた我が国産業の競争力強化を図る。

(2) 施策の必要性

グローバル化の進展やデジタル革命により不連続かつ急激に経営環境が変化する中、企業がイノベーションによる付加価値の創出や生産性の向上を通じ持続的な成長を実現していくためには、既存の事業の収益性を深化しつつ、新たな成長分野を探索する所謂「両利きの経営」を目指し、貴重な経営資源をコア事業の強化や自前主義によらず将来の成長事業への投資に集中させるという不連続の事業ポートフォリオの見直しが必要とされている。特に、既存の事業分野とは異なる新規分野への投資を行う場合には、通常、不確実性が高く、大きなリスクを伴うため、新規分野への投資資金を確保する観点からも、事業ポートフォリオの継続的な見直しを通じて資本効率が高い事業ポートフォリオへの転換を実現し、キャッシュフローの充実を図ることがこれまで以上に重要になっている。

こうした中、総務省では、これまで産業競争力強化法に基づく事業再編計画や各種税制措置により M&A をはじめとする事業再編を後押してきた。更に令和2年7月17日に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「スピノフを含む事業再編を促進するための実務指針を策定し、企業に対応を促す」との方針が示され、『事業再編実務指針』を作成し、持続的な成長の実現に向け、事業再編の促進を図ってきたところである。

日本企業において事業ポートフォリオ検討の必要性について認識が高まりつつあるものの、グローバル比較においても複数の事業セグメントを有する企業の比率が高くなっているなど、必ずしも十分に事業ポートフォリオの組替えが行われていない状況となっている。

こうした状況を踏まえれば、引き続き我が国経営者の事業再編に係る「決断」を促すことが必要であり、本年の通常国会にて成立した「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」でも事業再編計画に係る措置内容を拡充したところであるが、加えて、再編行為に伴う登録免許税の税率軽減を措置し、事業ポートフォリオの見直しと事業再編を円滑化することで、我が国事業者の生産性向上を推進していく必要がある。

本措置は、認定事業者が経営資源の有効活用を図るための組織再編・事業再編を行うとともに、それに伴い新商品開発や経営効率化などの新たな取組を行う場合に限り、当該再編に伴い課税される登録免許税を軽減するものである。当該措置を講ずることで我が国事業者の戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を促し、生産性の向上と競争力強化を推進していく必要がある。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信 (ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進
		政策の達成目標	認定事業再編計画に基づく政策支援を通じて、事業再編による経営資源の有効活用により、事業者の生産性の向上を図る
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 (2年間)
		同上の期間中の達成目標	令和5年度に、事業者の生産性 (ROIC (投下資本利益率)) を令和3年度より2%ポイント、有形固定資産回転率 (売上高/有形固定資産+ソフトウェア) を令和3年度より5%向上させる。
		政策目標の達成状況	OROA (総資産経常利益率) の実績 2018年度 (平成30年度) 4.7%⇒2019年度 (令和元年度) 4.0% ⇒2020年度 (令和2年度) 4.6% (財務省法人企業統計)
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	令和4年度～令和5年度 14件程度/年
		要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	産業競争力強化法に基づき主務大臣の認定を受けた事業再編計画84件のうち、83件の計画が登録免許税率の軽減措置を活用しており、活用割合が高い施策である。こうしたニーズの高い施策の要件として、ROICを採用すれば、我が国事業者が自らの事業セグメントを評価する際にROICを採用するとともに、これの改善に努めるものと考えられる。また、我が国企業のソフトウェア投資は増加傾向にある中、固定資産の回転率 (効率性) にソフトウェアを考慮することで、実態に即した評価を行えると考えられる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	債権放棄時の資産評価時の損金算入
		予算上の措置等の要求内容及び金額	該当無し
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	該当なし
要望の措置の妥当性		本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や新たな生産方式の導入などの新たな取組を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずるものである。 本措置により、合併や分割等といった事業構造の変更に係る費用を軽減し、新たな取組等を促して生産性の向上を図ること	

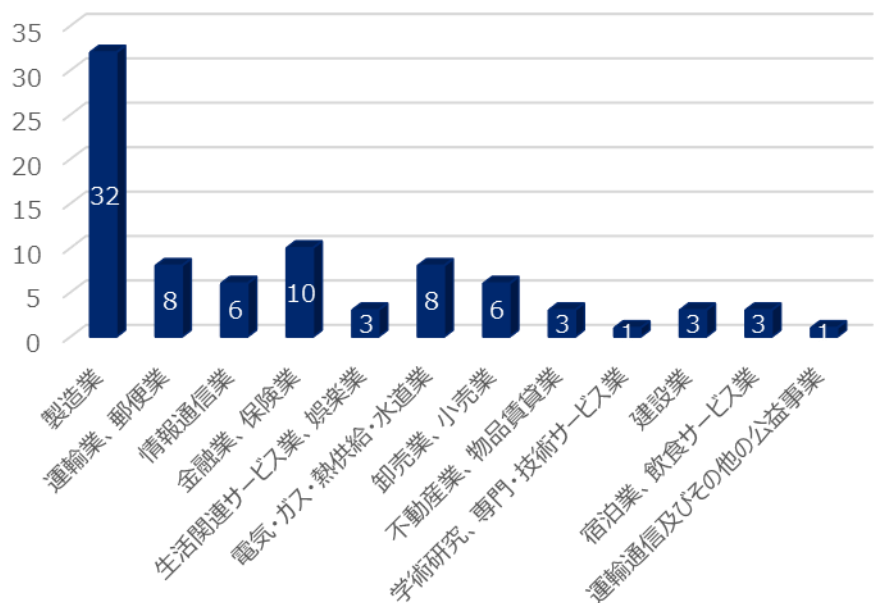
は、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。

【登録免許税の軽減措置を利用した計画の認定件数（83件）】  
（単位：件）

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
件数	14	14	9	15	8	12	11

【事業再編計画の認定を受けた企業が営む業種】

認定件数（業種別）



【減収額】

（単位：百万円）

2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
1,978	14,420	2,135	2,468	546	4,236	4,927

※各年度の減収額は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の認定年度別に集計したものであるため、実際に登記された時点（登録免許税が軽減される時点）が翌年度になるケースがあり得る。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

—

租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）

登録免許税の軽減措置を講ずることにより、合併や会社分割等に係る資本・資産に係るコストを軽減し、事業再編を促進することは我が国産業の生産性の向上に有効な手段である。  
事業再編計画の認定を受けた事業者は、84者（全省庁ベース）のうち83者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和2年度までに終了した計画（全27計画）のうち、20計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>令和3年度に、企業の生産性を平成30年度より2%以上向上させる。          ○ROA（総資産経常利益率）：令和2年度値+2%</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>事業再編計画の認定を受けた事業者は、84者（全省庁ベース）のうち83者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和2年度までに終了した計画（全27計画）のうち、20計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。また、残りの7計画については市場環境の悪化、原材料費の高騰などの外部要因によるものであり、外部環境の変化によるやむを得ない計画を除けば目標を達成している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>登録免許税率の軽減措置          平成25年度創設（平成26年1月～）          平成28年度2年間延長          平成30年度2年間延長          令和2年度2年間延長</p> <p>（同様の措置を講じていた産活法における要望経緯）          平成11年度 創設          平成12年度 税率引き下げ          平成13年度 2年間延長          平成15年度 5年間延長（但し平成18年以後、一部縮減）          平成19年度 措置拡充（対象計画追加）          平成20年度 2年間延長          平成21年度 1年間延長（会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ）          平成22年度 1年間延長          平成23年度 一部縮減（産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる）          平成24年度 1年間延長</p>	